

申告相談会場以外でも 申告できます

申告会場は例年、大変混雑するため、郵送申告や確定申告書作成会（税務署など主催。下欄参照）などをご利用ください。

▼郵送申告をお勧めします

市は市民税・県民税（国民健康保険税）申告書の、自書による郵送申告をお勧めしています。

郵送による申告の方法は次のとおりです。申告書に記入された内容で不明な箇所がある場合は、後ほど市から電話などで確認する場合があります。

■**郵送での申告方法**：申告書に、必要事項の記入漏れがないことを確認して押印の上、源泉徴収票や控除証明書など必要書類を同封し、指定の返信用封筒（切手不要）で郵送してください（別

表「添付する書類チェックリスト」をご活用ください。



※申告書の書き方は、1月14日（金）に全戸配布する「市民税・県民税（国民健康保険税）申告の手引き」をご覧ください。確定申告書が送付された人は、申告会場の混雑解消のため、できるだけ税務署での申告をお願いします

【添付する書類チェックリスト】	
郵送提出までの流れ	
収入・経費の確認	事業（営業等、農業）収入、不動産収入のある人…収入と経費を申告書裏面で計算してください
	給与収入のある人…源泉徴収票（原本）
	年金収入のある人…
控除の確認	社会保険料控除…支払額の証明書
	生命保険料控除…
	地震保険料控除…
	※医療費控除など各種控除の詳細は「申告の手引き」をご覧ください
住所・氏名の記入	現住所の記入（1月1日現在と同じ場合は「同上」で可）
	氏名・生年月日の記入
	電話番号・性別・職業の記入
	押印（認め印で可）

※添付する源泉徴収票はお返しできません。必要な人は送付前に、各自コピーを取ってください

確定

申告書

作成会

下記作成会の対象となる人は、ぜひこの機会をご活用ください。また水沢税務署では、2月1日（日）から税務署会議室に申告書作成会場を開設します（3月15日（日）まで）。

※「e-Tax（電子申告）」（下記参照）の体験コーナーも設置していますので、お試しください

■**確定申告に関する問い合わせ**…水沢税務署（☎05111）→音声案内に従い「0」を選択すると電話相談センターが対応します（同センターでは東北税理士会員税理士も従事しています）

内容	開催日時	場所	対象者
年金所得者・給与等の還付者確定申告書作成会	1月27日（金） 午前9時～午後4時	江刺生涯学習センター（203～205研修室）	公的年金所得者か給与所得の還付対象者のうち、中途退職した人・年末調整が終わっていない人・医療費控除などを受ける人 ※作成した申告書はその場で提出できます ■問い合わせ＝水沢税務署個人課税第一部門
	1月28日（土） 午前9時～午後3時半		

内容	開催日時	場所	対象者
税理士による還付申告書作成指導	2月6日（日）・7日（日） 午前10時～午後3時半	メイプル本館（水沢区横町） 地下1階多目的ホール	年金所得者・給与所得者のうち、還付申告をする人 ■問い合わせ＝市内の税理士事務所

◎e-Taxの活用をお勧めします

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」ではパソコンによる「e-Tax（電子申告）」を行なうことができます。「e-Tax」を利用することで、平成21年分の所得税額から最高5,000円の控除を受けることが可能となる場合があります（平成20年までに控除を受けた人は対象となりません）。

象となりません）。

【e-Taxに関する問い合わせ（ヘルプデスク）】 ▶ ☎ 0570-015901 ▶ **受付日時**… 1月18日（日）～3月15日（日）の平日（2月21日（日）、28日（日）、3月7日（日）、14日（日）は開設）
午前9時～午後8時

◎10力年で保有土地や負債の圧縮を目指す

市土地開発公社の健全化計画を策定

情勢の変化などで経営状況が悪化している市土地開発公社。保有土地の処分や負債の削減を計画的に進めていくため、昨年の12月に経営健全化計画を定めました。計画の概要を皆さんにお知らせします。

【図】本庁政策企画課企画推進係（内線416）

悪化する公社の経営状況

奥州市土地開発公社は、奥州市の誕生によって、水沢と江刺、胆沢郡南の土地開発公社の資産を引き継いで発足しました。これまで公社は、合併前の旧市町村の道路や施設などを整備するために土地を先行取得したり、住宅地を造成したりする役目を果たしてきました。

しかし、さまざまな情勢の変化によって経営状況が悪化しています。主な理由としては、長期にわたる景気の低迷や、市町村の財政状況の悪化などによって、公社が先行取得した土地を計画どおり販売できなかったこと。造成した宅地や工業団地などが、販売不振や土地価格の下落に直面していることなどが挙げられます。

その結果、公社が保有する土地が膨らみ、平成20年度末時点の簿価総額で109億4016万円分もの土地を保有するまでになりました。土地購入などのために金融機関から借りた負債も積み重なって100億833万円となり、年間1億円以上の利子を支払い続けています。

健全化を目指し計画を策定

このような厳しい経営状況が続く中、市と公社では、経営を立て直すために健全化計画を策定しました。計画の期間は22年度から31年度までの10年間です。総務省が定めた健全化基準に照らし合わせると、本市の公社は独力での健全化が困難だとさ

れる「第一種経営健全化公社」に該当しています。計画では、より健全な段階となる「第二種経営健全化公社」にすることを目標として定めました。

目標達成のための具体的な取り組みとしては、まず土地の処分が挙げられます。合併特例債などを活用して、市が約12億円の土地を購入するほか、宅地や工業団地など約18億円の土地を民間に売却。保有している約109億円の土地のうち、約30億円分を処分します。

また、市が借入利息の6割補助や基金からの貸し付けを行う一方、公社でも人件費の削減などに取り組んでいくことにより、公社の抜本的な経営健全化を目指していきます。

◆計画に基づく簿価総額の推移

（単位：万円）

区分	20年度末簿価総額 ^①	21年度処分等による増減見込み額 ^②	22～31年度処分等による増減見込み額 ^③	31年度末簿価総額（①+②+③）	備考
公有用地簿価額	43億1,018	△7億4,712	△13億652	22億5,655	
市取得		△2億3,992	△10億6,684		合併特例債などを活用
民間売却		△4,272	△3億1,396		
特別損失		△4億9,794			新経理基準導入による評価減
簿価増加分		3,346	7,428		利息など
造成土地簿価額	66億2,998	△4億340	△17億3,294	44億9,364	
市取得			△1億5,077		温泉源泉地、上姉体幼稚園
宅地売却		△3,832	△13億1,099		宅地144区画、マイアネ商業施設
工業団地売却		△4,796	△2億7,118		企業4社誘致
特別損失		△3億4,491			新経理基準導入による評価減
簿価増加分		2,778			利息など
合計	109億4,016	△11億5,052	△30億3,945	67億5,019	

※借入額の残高は31年度末で68億2,000万円に減少の見込み